

令和7年度 就学援助費 費目別支給額表【小学校】

単位：円

学年	支給時期	7月末日頃	9月末日頃	11月末日頃	1月末日頃	3月末日頃	支給合計額
	内訳	学用品費	4～7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
	給食費	4～7月分	9月分	※1 下記参照			
1年	学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	入学準備金	53,870					53,870
2年	学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
3年	学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
4年	学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
5年	学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
6年	学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	卒業アルバム費					実費	実費
	入学準備金				※2 59,040	59,040	
全学年	学校生活管理指導表作成費	学校生活管理指導表の文書作成にかかった1通あたりの費用(令和7年度用として作成されたものが対象となります。学校に対し学務課が調査を行い、確認できたものを対象とします。そのため、別途申請の必要はありません。)					定額 3,000
	医療費	学校病として指定されている疾病の治療費(『マル子医療証』が適用されない方のみ支給される場合があります。必ず受診前に、「学校病医療券」を学校で受け取り、医療機関へ提出してください。)					実費
特別学級	宿泊訓練費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	通学費			実費		実費	実費

令和7年度 就学援助費 費目別支給額表【中学校】

単位：円

学年	支給時期	7月末日頃	9月末日頃	11月末日頃	1月末日頃	3月末日頃	支給合計額
	内訳	学用品費	4～7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
	給食費	4～7月分	9月分	※1 下記参照			
	学校行事費	1学期分	2学期分	3学期分			
1年	学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	入学準備金	59,040					59,040
	学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
2年	学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
	移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
3年	学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
	給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実費
	学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
	修学旅行費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	卒業アルバム費					実費	実費
全学年	体育実技用具費	体育の授業において使用する体育実技用具のうち、柔道着又は剣道衣・防具一式を購入した場合、在学中に一回に限り支給(令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に購入し、別途申請されたものが対象となります)学校が一括レンタルした場合、その費用を支給					柔道→7,650 剣道→52,900 以内実費
	学校生活管理指導表作成費	学校生活管理指導表の文書作成にかかった1通あたりの費用(令和7年度用として作成されたものが対象となります。学校に対し学務課が調査を行い、確認できたものを対象とします。そのため、別途申請の必要はありません。)					定額 3,000
	医療費	学校病として指定されている疾病の治療費(『マル子医療証』が適用されない方のみ支給される場合があります。必ず受診前に、「学校病医療券」を学校で受け取り、医療機関へ提出してください。)					実費
特別学級	宿泊訓練費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 80,000円以内
	通学費			実費		実費	実費

- ※1 給食費が無償化の場合、給食費の支給はありません。区外校で給食費の徴収がある場合は、3月支給分で調整して支給します。
- ※2 令和8年度の中学校入学準備金を中学校入学前の3月に小学校6年生に対して支給します。令和8年3月に受給資格があり、国公立の中学校へ入学予定の方が対象です。

(注意)

- 生活保護を受けている場合、下線のある費目のみ支給します。(他の費目は福祉事務所から支給します。)
- 入学準備金(1年生)は、4月認定者のみ支給します。
※令和7年3月に入学準備金の入学前支給を受けた小学1年生には、今年度との差額(3,000円)を支給します。
- 区外校及び国立・都立小学校に通われている方の学用品費については、金額が異なるため3月に差額分を支給します。
- 区外校及び国立・都立小学校に通われている方には、学校行事費を支給します。支給時期は、認定月の直近の支給月に一年分を支給します。
支給額：1・2年生(1,920円)、3・4年生(3,570円)、5・6年生(4,030円)
- 区外校の移動教室費(小学校5・6年生、中学校1・2年生)、修学旅行費(中学校3年生)は、実費調査後、学期ごとに支給します。

兄弟姉妹がいて、申請者が同じ場合は、その支給時の支給額の合計金額を一括して指定の口座に振り込みます。
※児童・生徒ごとの振り込みではありません。

振込人名(スギナミックガムカエンジョビ)